

（その他の灯火等の制限）

第62条 保安基準第42条の告示で定める基準は、次の各項に掲げる基準とする。

- 2 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2.5m以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。
 - 一 側方灯
 - 一の一 尾灯
 - 一の二 後部雾灯
 - 一の三 駐車灯
 - 一の四 後部上側端灯
 - 二 制動灯
 - 二の一 補助制動灯
 - 三 方向指示器
 - 四 補助方向指示器
 - 四の一 非常点滅表示灯
 - 四の二 緊急制動表示灯
 - 四の三 後面衝突警告表示灯
 - 五 緊急自動車の警光灯
 - 六 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火
 - 七 旅客自動車運送事業用自動車の地上2.5mを超える高さの位置に備える後方に表示するための灯火（第1号の5に掲げる灯火を除く。）
 - 八 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の終車灯
 - 九 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の空車灯及び料金灯
 - 十 旅客自動車運送事業用自動車の非常灯
 - 十一 旅客自動車運送事業用乗合自動車の車椅子昇降用ステップリフトに備える赤色の灯火であって運転者席で点灯できないものその他の走行中に使用しない灯火
 - 十二 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火
 - 十三 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器
 - 十四 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
 - 十五 イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって車室外に備えるもの（光度が0.5cd超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面

積が 20cm^2 以下のものに限る。）

- 十六 車両使用者が車両の駐車状態においてその車両使用者の車両を特定及び発見することを助ける灯火（以下「アンサーバック機能を有する灯火」という。）。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、乗降口に備える扉の解錠又は施錠と連動することその他これに類する条件として自動車の製作を業とする者が定める条件により作動する灯火であつてもよい。
- 3 自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火を備えてはならない。
 - 一 低速走行時側方照射灯
 - 二 番号灯
 - 三 後退灯
 - 四 室内照明灯
 - 五 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の方向幕灯及び行先等を連続表示する電光表示器
 - 六 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車の社名表示灯
 - 七 その構造が次のいずれかに該当する作業灯その他の走行中に使用しない灯火
 - イ 運転者席で点灯できない灯火
 - ロ 運転者席において点灯状態を確認できる装置を備えたもの（走行装置に動力を伝達することができる状態においてのみ点灯できる構造を有するものを除く。）
 - 八 自動車の側面に備える白色のコーチランプであつて、次の4つの平面により囲まれる範囲にあるすべての方向のうち車両最後端部を含み車両中心線に直角な鉛直面上に到達する方向に係る光度が 0.3cd 未満のもの
 - イ 上下方向について、当該灯火の照明部の最上端の後端部を含みかつ車両の後方に向かつて水平面から上方に 10° の角度を有する面と同照明部の最下端の後端部を含みかつ車両の後方に向かつて水平面から下方に 5° の角度を有する面の間の範囲
 - ロ 左右方向について、当該灯火の照明部の最外端の後端部を含みかつ車両中心面に平行な面から車両外側に 20° の角度を有する鉛直面と同照明部の最内端の後端部を含みかつ車両中心面に平行な面の間の範囲指定
 - 九 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器
 - 十 イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であつて車室外に備えるもの（光度が 0.5cd を超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が 20cm^2 以下のものに限る。）
 - 十一 アンサーバック機能を有する灯火
- 4 自動車（一般乗合旅客自動車運送事業用自動車を除く。）の前面ガラスの上方には、灯

光の色が青紫色である灯火を備えてはならない。

5 自動車の前面ガラスの上方には、速度表示装置の速度表示灯と紛らわしい灯火を備えてはならない。

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が増減することにより視感度が増減する灯火を含む。）を備えてはならない。

一 曲線道路用配光可変型前照灯（自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる前照灯をいう。以下同じ。）

二 配光可変型前照灯（別添52 別紙14に規定する条件により路面に描画される図柄、記号又はその両方（以下「運転支援プロジェクション」という）を表示する走行用ビームを発することのできる機能を有するものを含む。）

二の二 昼間走行灯

三 側方灯

四 方向指示器

五 補助方向指示器

六 非常点滅表示灯

七 緊急制動表示灯

七の二 後面衝突警告表示灯

八 緊急自動車の警光灯

九 道路維持作業用自動車の灯火

十 自主防犯活動用自動車の青色防犯灯

十一 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車の行先等を連続表示する電光表示器

十二 非常灯（旅客自動車運送事業用自動車に備えるもの又は室内照明灯と兼用するものに限る。）

十三 労働安全衛生法施行令第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンに備える巻過防止装置、過負荷防止装置又は過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置と連動する灯火

十四 点滅又は光度の増減を手動によってのみ行うことができる構造を有する灯火

十五 灯火の視認性に影響のない範囲内において、自動的に灯火の光度を変化させる機能を有する尾灯、後部霧灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯又は自動車の後面に備える方向指示器（以下「可変光度制御機能を有する灯火」という。）

十六 霧等により視界が制限される状況に応じて、自動的に灯火の光度を変化させることができる機能を有する前部霧灯（以下「光度可変型前部霧灯」という。）

十七 路線を定めて定期的に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車及び一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器

十八 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表

示する電光表示器

十九 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

二十 制動灯及び補助制動灯（運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に限る。）

二十一 イモビライザ及び盗難発生警報装置の設定状態を灯光により通知する装置であって車室外に備えるもの（光度が0.5cd超えないものであり、かつ、見かけの表面の表面積が20cm²以下のものに限る。）

二十二 アンサーバック機能を有する灯火

7 自動車（緊急自動車を除く。）には、次に掲げる灯火と連動して作動する灯火（保安基準第32条から第41条の5までに規定するものを除く。）及び次に掲げる灯火以外の灯火であって、自動車が右左折、進路の変更、加速、減速、停止その他の動作を行うとする旨を他の交通に対し指示することを目的としたものを備えてはならない。

一 制動灯

二 補助制動灯

三 後退灯

四 方向指示器

五 補助方向指示器

六 緊急制動表示灯

七 後面衝突警告表示灯

八 速度表示装置の速度表示灯

九 運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器

8 自動車には、反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するものを備えてはならない。ただし、自動車の前部に備える赤色反射物（以下この項において単に「反射物」という。）であって次の方法により測定した反射性能がいずれも0.02cd/10.76lx以下であるもの及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の後部に備える白色反射物であって協定規則第100号の規則5.5.1.から5.5.3.までに掲げるもの、協定規則第110号の規則18.1.8.1.から18.1.8.3.までに掲げるもの又は協定規則第134号の規則7.1.7.に掲げるものにあつては、この限りでない。

一 JIS Z8701の規定による標準の光Aを使用した投光器（投光面の直径約50mm）を用い、入斜角が反射物の中心軸の上側及び下側にそれぞれ10°並びに右側及び左側にそれぞれ20°の場合において観測角0.2°で反射光を測定する。

二 この場合において、観測角とは、反射物の中心と投光器の中心を結ぶ直線が観測点と反射物中心を結ぶ直線となす角度を、また、入斜角とは、反射物の中心軸が反射物

の中心と投光器の中心を結ぶ直線となす角度をいう。

- 9 自動車には、保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火の性能を損なうおそれのある灯火及び反射器を備えてはならない。
- 10 自動車に備える灯火の直射光又は反射光は、その自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものであってはならない。
- 11 第2項第1号の2から第2号の2まで及び第7号に掲げる灯火（同項第1号の4に掲げる灯火にあつては自動車の後面に備えるものに限る。）は、前方を照射し、又は前方に表示するものであってはならない。
- 12 自動車に備える灯火は、前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、昼間走行灯、側方灯、番号灯、後部霧灯（第6項第15号に掲げるものに限る。）、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、緊急制動表示灯、後面衝突警告表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、自主防犯活動用自動車の青色防犯灯、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、旅客自動車運送事業用自動車の非常灯、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示するための電光表示器、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御していることを他の交通に対して表示するための電光表示器、アンサーバック機能を有する灯火及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）及び車室外乗降支援灯（乗員の乗り降り等を支援するための補助的照明として使用される灯火をいう。以下同じ。）を除き、光度が300cd以下のものでなければならない。
- 13 火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであってはならない。
- 14 車室外乗降支援灯は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備えるものにあつては、第2項から前項まで及び別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。
 - 二 二輪自動車に備えるものにあつては、第2項から前項まで及び協定規則第53号の規則5.及び6.に定める基準とする。
- 15 アンサーバック機能を有する灯火は、次に掲げる基準とする。
 - 一 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備えるものにあつては、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。
 - 二 二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものにあつては、次に掲げる要件に適合するものとする。

- イ すれ違い用前照灯、前部霧灯、側方照射灯、低速走行時側方照射灯、車幅灯、前部上側端灯、側方灯、番号灯、尾灯、後部霧灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器又は補助方向指示器と兼用式であること
- ロ 原動機の操作装置が停止の位置にある場合にのみ作動すること
- ハ 一連の作動時間が3秒以下であること